平成２０年１月３０日

報道機関各位

東北大学国際高等研究教育機構国際高等融合領域研究所

講演会　スウェーデンの被害者弁護人・児童弁護人という仕事

スウェーデン王国弁護士　ギータ・ハディング－ウィベリ

（司会・通訳　東北大学国際高等融合領域研究所　矢野恵美）

◇2008 年 2 月 11 日(月)　東北大学マルチメディア教育研究棟 6 階大ホール　13:30～15:30
　東北大学法学研究科 21 世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」共催
◇2008 年 2 月 14 日(木)　東北大学東京分室　18:00～20:00
　東北大学法学研究科 21 世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」共催

他の多くの国々同様、日本でも、犯罪の被害者は刑事手続において長らく蚊帳の外に置かれていました。しかし 21 世紀に入る頃から、特に 2004 年に犯罪被害者等基本法が成立したのを契機に被害者に関する法整備が大きく動き出しています。昨年は犯罪被害者の訴訟参加を盛り込んだ「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事司法手続法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 95 号）」が成立し、注目を集めています。

しかし、一般人である被害者の方たちが、法廷に行って、法律のプロである裁判官、検察官、被告側弁護人等の間で、自分の言いたいこと、聞きたいことをうまく伝えることができるのでしょうか。勿論お金を払えば弁護士を頼むことはできます。しかし、被告人には国選弁護人がついているのに対し、被害者には高いお金で弁護士を雇えとはあまりに不均衡ではないでしょうか。

一方、スウェーデンでは、古くから被害者は裁判に参加することができました。しかし、それだけでは、結局多くの被害者は複雑な手続についていくことができませんでした。そこで、20 年前の 1988 年に、被害者弁護人制度が作られました。これは、犯罪被害者の刑事手続における精神的苦痛に配慮して、犯罪捜査が始まった段階から、被害者にも国選弁護人がつけられるという制度です（被疑者にも同様に捜査の始めから国選弁護人がつきます)。さらに、1999 年には、自分の保護者やそのパートナーから虐待を受けている 18 歳未満の子どものための児童弁護人制度と言うものもできています。

今回、講演をお願いするハディング弁護士は、この被害者弁護人や児童弁護人を長年積極的に引き受けてきた方です。そこで、そもそもスウェーデンの被害者弁護人制度・児童弁護人制度とはどのようなものなのかをお話いただきます。さらに実際の経験談や、感じられていることもお話いただく予定です。講演後は質疑応答の時間を設けます。

日本よりも犯罪被害者の状況が進んでいるスウェーデンの現場の様子を知ることによって、今後の日本の参考にしていただければと思います。

（お問い合わせ先）
東北大学国際高等融合領域研究所／ジェンダー法・政策研究センター
担当　矢野恵美
電話　022－723－1965（東北大学ジェンダー法・政策研究センター）

講演会申し込み詳細

両日とも無料です。
11 日は当日お越しいただいてもかまいません。
14 日は、ビル自体のセキュリティの関係で、事前に名簿を提出しなければなりませんため、事前のお申し込みをお願いしております。
どうぞよろしくお願い致します。

◇2008 年 2 月 11 日(月) 東北大学マルチメディア教育棟 6 階大ホール 13:30～15:30
http://www2.he.tohoku.ac.jp/center/mm_intro/mm_intro.html
東北大学法学研究科 21 世紀COE「男女共同参画社会の法と政策」共催

申し込締切 2008 年 2 月 7 日

申込先　メール：higaishabengonin@yahoo.co.jp
ファックス：022-723-1966
タイトルは「2 月 11 日講演申込」でお願い致します。
お名前、ご連絡先（ご所属・ご住所・お電話番号）をお知らせください。

◇2008 年 2 月 14 日(木) 東北大学東京分室 18:00～20:00
東北大学法学研究科 21 世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」共催

申し込締切 2008 年 2 月 7 日

申込先　メール：higaishabengonin@yahoo.co.jp
ファックス：022-723-1966
タイトルは「2 月 14 日講演申込」でお願い致します。
お名前、ご連絡先（ご所属・ご住所・お電話番号）をお知らせください。

会場　〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー10 階
http://www.jebl.co.jp/outline/sapiatower/index.html
東北大学東京分室会議室